

平成 2 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	1 4	府 省 庁 名	農 林 水 産 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 「農林漁業バイオ燃料法」に基づき、バイオ燃料の製造に際し、原料供給者とバイオ燃料製造業者が共同して作成し主務大臣の認定を受けた「生産製造連携事業計画」に従って、新設されたバイオ燃料製造設備。 [対象設備]木質固形燃料製造設備、エタノール製造設備、脂肪酸メチルエステル製造設備、ガス製造設備 ・ 特例措置の内容 対象設備を新設した場合、固定資産税の課税標準額を 3 年間 1 / 2 に軽減する措置を 2 年間延長する。		
関係条文	（地法附第 1 5 条第 2 5 項） （農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第二条第三項に規定するバイオ燃料製造業者が、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、同法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する同法第二条第三項に規定する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。		
減収 見込額	[初年度]（ ▲ 1 8 ） [平年度]（ ▲ 4 6 ） [改正増減収額]（単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 農林漁業由来のバイオマスを活用した国産バイオ燃料の生産拡大を通じ、農林水産業の新たな需要を開拓し、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化、農山漁村地域の活性化及び地球温暖化の防止を図る。 （2）施策の必要性 バイオマスなど農山漁村の未利用資源を活用することは、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域活性化に寄与することが期待される。 「バイオマス活用推進基本計画」（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）で定めた目標を達成するため、平成 24 年 9 月には、関係 7 府省からなるバイオマス活用推進会議において「バイオマス事業化戦略」を策定した。本戦略では、化石燃料に比べ供給コストが高いバイオマスの普及拡大を図るためには、投資家・事業者の参入を促すための税制によるインセンティブ付与が必要であるとしており、バイオ燃料製造設備の初期投資に係る税負担の軽減措置を推進する必要がある。 これまで「農林漁業バイオ燃料法（平成 20 年 10 月施行）」に基づき、17 件の生産製造連携事業計画の認定を通じて、農山漁村のバイオマスの活用を推進してきたところであるが、目標達成のためには、重要な支援措置である本税制の特例措置を通じて、原料供給者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が適切に連携した「生産製造連携事業計画」を推進することが必要不可欠である。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）における位置づけ 第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 3. 農村の振興に関する施策 （2）多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出 ② バイオマスを基軸とする新たな産業の振興 地域に存在する木質・家畜排せつ物・食品廃棄物等のバイオマスを活用して、持続可能な事業を創出し、ここから生み出された経済的価値を農業振興や地域活性化につなげるため、地方公共団体を核に農業者、食品産業事業者、バイオマス事業者等が連携してバイオマス利活用構想を策定する取組を促進する。 こうした構想の具体化に向けて、地域に広く薄く存在するバイオマスについて、事業化が可能な量を製品価格に見合う経費で安定的に調達するための収集・運搬体制の構築等の仕組みづくりや、バイオガスの製造過程で発生する消化液等の副産物の有効活用、バイオガスの熱源利用による農業生産コストの削減等を促進する。 また、更なる効率的な利活用や未利用バイオマスの利活用を実用化するための技術開発等を推進する。 ○エネルギー基本計画（平成 26 年 4 月 11 日閣議決定）における位置づけ 第 2 節 各エネルギー源の位置付けと政策の時間軸 1. 一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向 （1）再生可能エネルギー ②政策の方向性 5）木質バイオマス等（バイオ燃料を含む） 未利用材による木質バイオマスを始めとしたバイオマス発電は、安定的に発電を行うことが可能な電源となりうる、地域活性化にも資するエネルギー源である。特に、木質バイオマス発電については、我が国の貴重な森林を整備し、林業を活性化する役割を担うことに加え、地域分散型のエネルギー源としての役割を果たすものである。 一方、木質や廃棄物など材料や形態が様々であり、コスト等の課題を抱えることから、既存の利用形態との競合の調整、原材料の安定供給の確保等を踏まえ、分散型エネルギーシステムの中の位置付けも勘案しつつ、規模のメリットの追求、既存火力発電所における混焼など、森林・林業施策などの各種支援策を総動員して導入の拡大を図っていくことが期待される。 輸入が中心となっているバイオ燃料については、国際的な動向や次世代バイオ燃料の技術開発の動向を踏まえつつ、導入を継続する。 ○農林水産省の政策体系における位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〈中目標〉 食料の安定供給の確保 （政策分野） 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 〈中目標〉 農村の振興 （政策分野） 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出
-----	-------------------	---

政策の達成目標		市町村バイオマス活用推進計画は、バイオマス活用推進基本法に基づき策定される各地域による創意工夫を生かしたバイオマス活用の主体的な取組を促進していくための計画であり、地域のバイオマスを活用した産業化に向けた取組の基盤となるものであるため、引き続き、市町村による計画策定を拡大していくことが重要である。 具体的には、2020 年（平成 32 年）に 600 市町村におけるバイオマス活用推進計画の策定を目標とする。															
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで（2 年間）															
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ（政策の達成目標は「バイオマス活用推進基本計画」（平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日閣議決定）において定められた目標であるため、税負担軽減措置等の延長期間と一致しない）															
政策目標の達成状況		平成 27 年 7 月末時点で、市町村におけるバイオマス活用推進計画は 335 地区策定され、地域資源の利活用は着実に増加してきているが、今後、600 市町村におけるバイオマス活用推進計画の策定を推進し、更なるバイオマスの利用拡大を推進していくことが必要。															
有効性	要望の措置の適用見込み	(単位：百万円) <table><tr><td></td><td>平成 2 7 年度</td><td>平成 2 8 年度</td><td>平成 2 9 年度</td></tr><tr><td>適用予定件数</td><td>3</td><td>1 5</td><td>2 6</td></tr><tr><td>減税見込額</td><td>1 8</td><td>4 5</td><td>7 5</td></tr></table>					平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	適用予定件数	3	1 5	2 6	減税見込額	1 8	4 5	7 5
		平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度													
	適用予定件数	3	1 5	2 6													
	減税見込額	1 8	4 5	7 5													
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	バイオ燃料は、利用時の環境負荷が少なく、新たな雇用創出等の経済的効果の観点から、今後の低炭素成長社会を牽引する核となるものである。 本税制において、農林漁業者からの原料の供給と製造事業者によるバイオ燃料製造の連携した取組が促進され、農山漁村に新たな付加価値を創出し、雇用と所得を確保するとともに、活力ある農山漁村の再生の実現に寄与する。																
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	① グリーン投資減税（バイオエタノール製造設備）【法人税、所得税】 上記設備等再生可能エネルギー導入拡大が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の 30%を特別償却又は取得価格の 7 %を税額控除 ② バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例【揮発油税、地方揮発油税】 バイオエタノール混合ガソリンに含まれるバイオエタノール分（3 %）の揮発油税・地方揮発油税（53.8 円／ℓ）を軽減															
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成 27 年度 地域バイオマス産業化推進事業 751 百万円 (概 要) 地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援。															
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置では、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市構想の実現に向けた取組を支援しており、税制措置ではそれに限らず幅広く支援することが可能である。															
	要望の措置の妥当性	バイオ燃料製造設備の導入には多額の初期投資を伴うため、事業者が新規参入に躊躇するケースが少なくない。また、設備導入後、本格稼働し安定的な収入を得るまでに相当の期間を要するため、ランニングコストの負担により経営が圧迫されることが懸念される。このため、導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることにより、設置事業者のキャッシュフローが改善され、導入当初の安定的な経営に資することとなるため、支援することは適正である。 平成 20 年度に農林漁業バイオ燃料法が制定されて以降、生産製造連携事業計画認定数は 17 件と限られているが、バイオマス活用推進基本計画に定めた目標を達成するため平成 24 年 9 月に関係 7 府省が共同で策定したバイオマス事業化戦略に基づき、関係府省・自治体・事業者が連携し、バイオマス原料生産から収集・運搬、製造・利用までの一貫システムを構築、バイオマスを活用した事業化の推進するための取組が今後本格化する見込みであるため、引き続き、バイオ燃料製造業者が新規参入する際の初期投資の負担を軽減する本制度を延長する必要がある。															
ページ		1 4—3															

税負担軽減措置等の適用実績		農業協同組合、リサイクル業者、石油事業者など幅広い業界に適用が可能。						
		(単位：百万円)						
			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		件 数	6	6	9	4	5	3
		金 額	4 5	3 1	3 0	9	9	5
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		課税標準（固定資産の価格） 適用総額 394,518 千円						
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		バイオ燃料製造業者に対する固定資産税軽減措置により初期投資負担が軽減されることから、新規参入が促され、各地域におけるバイオマス活用推進計画の策定・実施に寄与した。						
前回要望時の達成目標		2020 年（平成 32 年）までに 600 市町村におけるバイオマス活用推進計画の策定。						
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		平成 27 年 7 月における市町村バイオマス活用推進計画等の策定状況は 335 市町村と目標の 55%を達成しており、目標達成に向けて着実に増加している。						
これまでの要望経緯		平成 20 年度税制改正により創設 平成 22 年度税制改正により適用期限を 2 年延長 平成 24 年度税制改正により適用期限を 2 年延長 平成 26 年度税制改正により適用期限を 2 年延長						
	ページ	1 4—4						